

平成27年度第1回新宿区総合教育会議

平成27年4月15日

新宿区

平成27年度第1回新宿区総合教育会議会議録

日 時 平成27年4月15日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時50分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

委 員 長 羽 原 清 雅 委員長職務代理者 松 尾 厚

委 員 今 野 雅 裕 委 員 菊 池 俊 之

教 育 長 酒 井 敏 男

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

総 合 政 策 部 長 針 谷 弘 志 企 画 調 整 課 長 平 井 光 雄

総 務 部 長 寺 田 好 孝 総 務 課 長 山 田 秀 之

教 育 委 員 会 中 澤 良 行 教 育 調 整 課 長 木 城 正 雄
教 事 務 局 次 長

教 育 指 導 課 長 横 溝 宇 人 教 育 支 援 課 長 遠 山 竜 多

書記

総 務 課 原 田 由 紀 教 育 調 整 課 高 橋 和 孝
総 務 課 係 教 管 理 課 係

1 開 会

2 区長あいさつ

3 教育委員会委員長あいさつ

4 構成員紹介

5 議題

(1) 「新宿区総合教育会議運営要綱」及び「新宿区総合教育会議傍聴要綱」の制定について

(2) 総合教育会議における協議事項について

(3) 今後の予定について

(4) その他

6 閉 会

◎ 開 会

○総務課長 それでは、会議の開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただければと思います。お手元、クリップにとまった形で、平成27年度第1回新宿区総合教育会議の次第、次第の後ろに、右肩資料番号、資料1、総合教育会議について、資料2、総合教育会議の運営要綱案、それから資料3、総合教育会議の傍聴要綱案、そして資料4、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、それぞれ資料がお手元にありますでしょうか。

では定刻、2時になりましたので、ただいまから、平成27年度第1回新宿区総合教育会議を開催いたします。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は事務局の総務課長、山田秀之と申します。よろしくお願いいたします。

◎ 区長あいさつ

○総務課長 それでは、早速でございますけれども、吉住新宿区長から御挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願いいたします。

○区長 皆様、こんにちは。新宿区長の吉住健一でございます。

教育委員の皆様におかれましては、日ごろから教育行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。新宿区総合教育会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

昨年6月の第186回国会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の首長と教育委員会による総合教育会議の設置が盛り込まれました。

その法改正の趣旨は「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るため」であるとされており、私といたしましては、そうした趣旨を踏まえ、この総合教育会議を運営してまいりたいと考えております。

新宿区では、これまでも教育委員の皆様とは、意思疎通を図り、よい関係を築きながら、教育行政の推進にとともに取り組んできておりますが、今後は、より一層連携を強化していきたいと考えております。また、当会議は「大綱の策定」、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると

見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について協議を行ってまいりますが、これらの協議に当たっては、教育委員の皆様のごさまざまな御意見、御助言をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

簡単ではございますが、総合教育会議開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 教育委員会委員長あいさつ

○総務課長 続きまして、新宿区教育委員会、羽原清雅委員長から御挨拶を頂戴いただければと思います。よろしく願いいたします。

○羽原委員長 教育委員会教育委員長の羽原でございます。よろしく願いいたします。

教育委員会を代表しまして一言御挨拶申し上げます。

教育委員会は、子どもたちが自ら学び、考え、判断し、行動する自立した社会人として成長することを願って、教育目標を定め、その目標を達成するために、これまで真摯な議論を重ね、教育行政の推進に取り組んでまいりました。永年のそうした取り組みによって、新宿の教育行政は一定の質を保つことができていると考えております。

その一方で課題もあります。経済的に恵まれない子ども、家族構成に難しさのある子ども、さらにさまざまな国籍、外国にルーツを持つ子どもたち、あるいは特別な配慮を要する子どもたちといった現実と直面しております。こうした問題、あるいは生活環境や社会的、教育的格差が人格形成に影響したり、将来社会人として生きていく上で、問題になったりすることのないよう、その努力が必要だと考えます。そこに教育の重い責任があります。

こうしたさまざまな課題に適切に対応していくためには、区長と教育委員会がより一層連携していくことが重要であると考えております。そのため、教育委員会としても総合教育会議の場において、区長と率直な意見交換ができますことを歓迎しております。また、実りある議論をしていきたい、このように考えております。特に教育の政治的中立性、継続性、安定性、そういった長期的な大原則を踏まえるという点では、行政も教育委員会も同じ立場であらうと考えております。

4月から新たな制度になりましたが、教育委員会は区民の立場に立って、総合教育会議における議論も踏まえながら、これからの教育行政の執行の責任を果たしてまいりたいと思っております。未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望を持って、健やかに成長し、学ぶことができるよう力を尽くしていきたいと考えております。

簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 構成員紹介

○総務課長 ありがとうございます。

続きまして、当会議の構成員を紹介させていただきます。当会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項により、区長及び教育委員会で構成されることとなっております。

初めに、吉住健一区長でございます。

続きまして、教育委員会、羽原清雅委員長でございます。

続いて、教育委員会、松尾厚委員長職務代理者でございます。

続きまして、教育委員会、菊池俊之委員でございます。

続きまして、教育委員会、今野雅裕委員でございます。

続きまして、教育委員会、酒井敏男教育長でございます。

なお、本日は、教育委員会、古笛恵子委員は欠席でございます。

次に、当会議の事務局を担当しております職員の御紹介をさせていただきます。

総務部長の寺田でございます。

○総務部長 寺田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 総合政策部長の針谷でございます。

○総合政策部長 針谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 教育委員会事務局次長の中澤でございます。

○次長 よろしくよろしくお願いいたします。

○総務課長 企画政策課長の平井でございます。

○企画政策課長 平井でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 教育調整課長の木城でございます。

○教育調整課長 木城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 私は総務課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は教育指導課長の横溝、教育支援課長の遠山も出席しております。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、次第に沿って区長が進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議 題

(1) 「新宿区総合教育会議運営要綱」及び「新宿区総合教育会議傍聴要綱」の制定について

○区長 それでは、議事進行について、私が務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お手元の次第の5の議題に従いまして、進めてまいります。

初めに(1)の「新宿区総合教育会議運営要綱」及び「新宿区総合教育会議傍聴要綱」の制定についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項で、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とされていることから、議題とさせていただいたものでございます。

内容については、事務局の総務課長から御説明いたします。

○総務課長 それでは、お手元の資料1、資料2、資料3について一括して御説明をさせていただきます。

最初に資料1「総合教育会議について」をごらんいただければと思います。こちらは、表面のところ、総合教育会議のたたずまいといいますか、全体像について、概略を書かせていただいたものでございます。まず1、会議の設置、協議事項、括弧書きで（地教行法第一条の四 第1項）と書いてございますけれども、それぞれ法の中での根拠となる条項についてお示しをさせていただいております。

地方公共団体の長は、以下の事項についての協議及び事務の調整を行うため、総合教育会議を設置するというので、(1)から(3)まで、大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策、児童、生徒などの生命又は身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置、こちらについて、協議、事務の調整を行うというところが協議事項になってございます。

2、構成でございます。こちらも括弧書きの部分が法の根拠となる部分でございます。地方公共団体の長、教育委員会をもって構成をするというものでございます。なお、会議の協議に当たって、必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から意見を聞くことができるという規定も設けられているところでございます。

3、招集の部分になります。会議は、地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができるということが規定されてございます。

4、結果の尊重義務、会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないということが法に規定されております。

5について、会議の公開の部分になります。個人の秘密を保つため、必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開とするということで、公開が原則ということでございます。

6、議事録の作成及び公表についてです。地方公共団体の長は、会議終了後、議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。こちらが総合教育会議について、法のところで定められている概要、大枠の部分でございます。

なお、裏面については、それぞれ法律を抜粋する形で総合教育会議についての条文を参考までに記載をしているものでございます。

資料の2にお進みいただければと思います。

こうした法律で決まっているところを基本に置きながら、総合教育会議の運営の具体的なルールは総合教育会議自らが定めます。そうした内容について、記載をさせていただいておりますのが、こちらの運営要綱の案でございます。

第1条、趣旨についてです。新宿区総合教育会議の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるということを第1条で規定をしております。

第2条、会議についてです。区長は会議の場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2条の2項、区長は教育委員会からその権限に属する事務に関して協議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3項になります。会議は、原則として区長及び区長以外の構成員の半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急の場合は、この限りではないという規定でございます。

4項、区長は会議次第を作成し、あらかじめ教育委員会に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを省略することができるという規定でございます。

第3条は、会議の開会及び閉会の宣言についての規定です。会議の開会及び閉会は、区長

がこれを宣言するというものでございます。

第4条は、関係者の出席について規定をさせていただいている部分でございます。総合政策部長以下、記載の職員について、協議事項の説明その他事項の整理のため、会議に出席をするということでございます。

4条の2項、区長は必要に応じて関係者又は学識経験を有する者を出席させることができるという規定でございます。

第5条が、議事録の記載事項等について、定めを置いているところでございます。第5条、議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならないということで、1号から5号まで、開会及び閉会に関する事項、出席者の氏名、会議に出席した職員の氏名、議題及び議事の対応、その他会議が必要と認めた事項、それぞれについて、議事録の記載事項としているところでございます。

第6条、議事録の署名についての規定でございます。議事録には、区長及び会議で決めた構成員1名が署名しなければならないという規定でございます。

裏面にお進みいただければと思います。

第7条、規律について規定をしているところでございます。議場内にある者は、議事の妨害となる言動をしてはならない。

第8条、傍聴について、会議は傍聴することができる。

第8条の第2項、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。こちらの別に定めるという部分について、後ほど資料の3を使って御説明をさせていただきます。

第9条が庶務に関する規定として、会議に関する庶務は、総務部総務課及び教育委員会事務局教育調整課が担当するという規定でございます。

第10条については補則、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って決定するということを規定させていただいております。

資料の3にお進みいただければと思います。こちらが、先ほど申しました、会議の運営要綱第8条の第2項の規定に基づいて、傍聴に関し、必要なことを定める部分についてでございます。

第1条、今、申し上げました趣旨について書かせていただいております。

第2条は、傍聴の手続について、第2条第1項で、傍聴をしようとする者は、傍聴の申請書（第1号様式）を提出し、傍聴券、第2号様式の交付を受けなければならないということ。

第2条第2項、当日申請順に1人1枚を交付するということ、第2条第3項、傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、係員に提示をして、その指示に従わなければならないというようなところ。

第3条、傍聴人の人数です。傍聴人の人数は、傍聴人用の席数を限度とするというところを基本に置かせていただいております。

第4条、傍聴券の有効期間、傍聴券は、傍聴券に記載された日に限り、有効とする。

第5条については、傍聴席に入ることができない者という規定を置かせていただいております。第1号から第8号まで、それぞれ、刃物、棒その他人に危害を加えるですとか、拡声器又は無線機のたぐいを携帯している者ですとか、以下、記載のとおりのことを書かせていただいております。

次のページにお進みいただければと思います。

第6条が遵守事項でございます。傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならないということで、傍聴席においての、傍聴人の方にお願ひし、かつ、守っていただく内容について、規定をしているところでございます。

第7条、録音等の許可、傍聴人は傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

第8条については、非公開の場合には、退場をしていただくという規定。

第9条は、区長の指示に従っていただくという規定。

第10条は違反に対する処置。

それから、第11条として、補則。この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議自らが定めるという規定を置かせていただいているところでございます。

なお、次のページには、様式としての傍聴の申請書、それから2号様式として傍聴券、そのフォーマットを置かせていただいているところでございます。

説明は雑駁でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

○区長 説明は終わりました。

それでは「新宿区総合教育会議運営要綱（案）」及び「新宿区総合教育会議傍聴要綱（案）」について、御意見、御質問等がございましたら、挙手をお願いします。

○今野委員 運営要綱について、質問が2点ございます。

まず1点目ですけれども、要綱の第2条の第3項の関係です。会議は原則として区長及び区長以外の構成員の半数が出席しなければ開くことができないとあります。この規定からし

ますと、区長1人での開催はできない。つまり、教育委員と区長、一緒に参加で会議が開かれると考えてよろしいでしょうか。また、緊急の場合はこの限りでないといえますけれども、この場合はどうなるのでしょうか。まず1点目、お願いいたします。

○総務課長 ただいま御質問いただきました、第2条第3項のところでございます。こちらは、書かせていただいておりますとおり、会議は原則として区長及び区長以外の構成員の半数が出席しなければならないというところを基本に置き、区長と教育委員会をもって、この総合教育会議が構成されているところでございます。したがって、今、委員からの御指摘がありましたとおり、まず会議は、区長1人では、開くことはできるものではないと考えてございます。それから、緊急の場合について、国の通知の中では、区長と教育長のみで開催することができることになっていきますので、緊急の場合でも、やはり区長1人では開催することができないという御理解でよろしくお願いできればと思います。それから緊急の場合には速やかに招集を行って、御出席できた方と区長との中で、総合教育会議は開催をされていくものと理解をしているところでございます。

○今野委員 2点目でございます。

第4条の第2項についてですけれども、教育委員会として関係者や学識経験者などを出席させたい場合には、区長にお話をして、認めてもらうというような手続になるのでしょうか。

○総務課長 第4条の第2項、ごらんいただきますとおり、区長が必要に応じてということで、主語が区長になっているところでございます。したがって、会議の出席は区長が御判断をさせていただくということになります。例えばこういうテーマの中で、こういう方をお呼びしたいということがもし事前に、あるいは、この会議の中でお話がある場合には、調整をさせていただいて、次回の会議になるのでしょうか、お呼びをさせていただくという流れになろうかと思っております。

○区長 ありがとうございます。

そのほか御質問等、ございませんでしょうか。

○菊池委員 運営要綱第7条に、議場内にある者と記載されておりますけれども、これはどなたのことを指すのでしょうか。

○総務課長 こちらの議場内にある者とは、総合教育会議に御出席をされている方を指すものと思っております。具体的には、会議の構成員、それから、先ほど今野委員のほうからお話がありました、第4条で関係者ですとか、学識の方をお呼びした場合、こうした方などを指す部分の規定でございます。趣旨としては、円滑な進行に御協力をいただきたいという規

定でございます。

○菊池委員 公開、非公開の規定がこの要綱にはないのですけれども、どのような対応になりますか。法律には記載があったと思いますけれども。

○総務課長 運営要綱では、第1条をごらんいただければと思います。第1条では、法律に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるとあることから、まず法律を基本に置きながら、法律で定まっていない細かな部分、具体的な部分について、この要綱の中で定めを置いているというところでございます。それで、先ほどのところで、すみません、法律の中で、総合教育会議については公開とする。ただし、個人の秘密を保つため、必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、この限りではない。法律のレベルでこうした規定になっておりますので、基本的には、まず法律のレベルで公開。非公開とする場合には、法のただし書きの部分で非公開というところが、基本の判断というところでございます。よろしく願いいたします。

○菊池委員 わかりました。なるべく公開を原則としたほうがよいと思いますけれども、非公開となる場合は、例えばどのようなものが想定されますか。

○総務課長 繰り返しになりますけれども、総合教育会議、原則公開ということでお願いしたいというふうに考えております。そうした中で、非公開という部分でございますけれども、具体の事例というのは、なかなか今、申し上げられるところはございませんけれども、児童・生徒の生命に関し緊急の場合に開催する場合などにおいて、個人情報保護の観点から、やはりプライバシーの一定の確保というような点で、非公開とならざるを得ない部分、そうした部分があるのかなというふうに考えてございます。

○区長 ありがとうございます。

そのほか御意見や御質問はございませんでしょうか。

○松尾委員 傍聴要綱ですけれども、この第2条のところに、会議を傍聴しようとする者はとありまして、特にどういう者が傍聴できるかについて記載がありませんけれども、例えば、区民以外の方でも傍聴できるのでしょうか。

○総務課長 こちらの傍聴要綱の第2条の、会議を傍聴しようとする者という部分でございます。傍聴に関しては、特に住所要件は定めているものではございません。例えば学校関係の方で、区外在住の方で、在勤先として新宿というような方もありますし、この総合教育会議に、あるいは新宿の教育について、関心をお持ちの方というところもあろうかと思っておりますので、新宿区民でなくても傍聴することができると考えているところでございます。

○松尾委員 それでは、例えば小中学生でも傍聴できるのでしょうか。例えば、生徒会の役員をしておられる生徒さんが、参考のために傍聴したいというようなことも考えられるかと思えますけれども。

○総務課長 こちらの傍聴要綱、年齢要件についても定めているものではございませんので、傍聴することは可能だと考えております。ただ、学校の授業等で傍聴を希望する場合など、会場の準備等の都合がありますので、もし早目にそのようなオーダーがあれば、区長初め委員の皆様にも、会議の時間と場所を工夫していただくと、そういうようなところもあろうかと思えますけれども、いわゆる決めとしては、年齢要件を定めてございませんので、小学生、中学生の方、傍聴は可能だというふうに考えております。

○松尾委員 わかりました。

○区長 そのほか御意見、御質問はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 それでは、さまざまな御意見をいただき、ありがとうございます。

新宿区総合教育会議運営要綱、新宿区総合教育会議傍聴要綱については原案のとおり決定させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

新宿区総合教育会議運営要綱、新宿区総合教育会議傍聴要綱については、原案のとおり決定させていただきます。

なお、決定させていただいた新宿区総合教育会議運営要綱第6条に基づき、本日の議事録署名人を1名選出したいと思います。

本日の議事録署名人については、羽原委員長にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○羽原委員長 わかりました。

○区長 よろしいですね。本日の署名人は羽原委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎ 議 題

(2) 総合教育会議における協議事項について

○区長 では、続きまして、次第(2)の「総合教育会議における協議事項について」に入り

ます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、総合教育会議での協議事項として、「大綱の策定に関する協議」、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議」、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議」の3つが規定されています。

新宿区において、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」が発生した場合には最優先に協議しますが、新宿区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を区民の皆様にご覧の限り早くお示ししたいと思っておりますので、まずは大綱の策定について協議を進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、まずは大綱の策定について協議を進めるということによろしいですね。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

◎ 議 題

(3) 今後の予定について

○区長 それでは、引き続き次第(3)の「今後の予定について」に入ります。

先ほど大綱の策定についての協議から進めることになりましたので、次回の会議では大綱についての意見交換を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

次回の会議では、大綱の策定についての協議を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議 題

(4) その他

○区長 それでは、次第(4)の「その他」に入ります。

次回の会議に向けて共通認識を持つため、大綱の趣旨、根拠についてお話ししたいと思います。

内容については、事務局の企画政策課長から御説明いたします。

○企画政策課長 企画政策課長の平井でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは資料4に基づきまして、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱につきまして、国が地方公共団体に示す内容につきまして、御説明をさせていただきます。

初めに1、大綱の趣旨でございますけれども、この大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものということでございます。

また、地方公共団体の長に大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るものというところでございます。

次に2、根拠でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3（大綱の策定等）に記載されております。こちらにつきましては、裏面のほうに法律の抜粋を記載させていただいております。大綱の策定等、第1条の3、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする、以下、定められております。

お手数をおかけしますが、表面にお戻りください。

次に3、大綱の策定の考え方でございますけれども、1点目、大綱につきましては、詳細な施策について策定することを求められているものではなく、その目標や施策の根本となる方針を定めるものというところでございます。

2点目でございますが、教育基本法に基づき策定される教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて大綱を定めると。先ほど法律を読み上げましたけれども、このとおりでございます。

3点目といたしまして、主な記載内容といたしましては、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の区長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針等が考えられるというところでございます。

4点目の対象期間につきましては、法の定めはございませんが、地方公共団体の長の任期や国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑みまして、4年から5年を想定す

るところでございます。

最後の策定手続でございますけれども、こちらの総合教育会議におきまして、区長と教育委員会が協議・調整したものを別途、区長が決定するというところでございます。

以上、国が示します大綱につきましての説明を終わらせていただきます。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

本日は、法に規定されている大綱について、文部科学省からの通知の内容を中心にお話しさせていただきましたが、次回以降、具体的な内容について、皆様の御意見を伺いたいと思いますので、御協力、よろしくお願いいたします。

次に、次回の大綱についての協議の前に、新宿区の教育施策について現状を確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○区長 それでは、教育施策については、教育委員会において教育ビジョンを策定していますので、事務局の教育調整課長から御説明をお願いいたします。

○教育調整課長 教育調整課長の木城でございます。よろしくお願いいたします。

今、お手元に新宿区教育ビジョンのリーフレットをお配りさせていただいております。新宿区の教育ビジョンにつきましては、既に皆様には御案内のところでございますが、平成27年度版のリーフレットがこの4月にでき上がりましたので、教育施策の現状については、こちらの新しいリーフレットを紹介しながら、平成27年度の新規事業なども含めまして、簡単に御説明したいと思います。

では、そのリーフレットを開きますと、左上に新宿区教育ビジョンとはという形で説明がございます。こちらの新宿区教育ビジョンは、教育目標を達成するために、今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにするものとして策定と説明をしております。その達成すべき教育目標につきましては、中ほどに掲載しております。教育目標として、広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心を持つ人、地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人、個性や想像力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人を育てる教育を推進するものとして定めてございます。

その下に、新宿区教育ビジョンの構成として説明がございます。3つの柱と14の課題、「教育目標」を達成するために、平成21年度からおおむね10年間を新宿区の目指す教育とし

て掲げてございます。そのもとに26の基本施策と、3つの柱というような課題を実現するための基本施策となっておりまして、そして、そのもとに73の個別事業を明らかにしてございます。実際には73の事業を体系化してございますが、このリーフレットでは、紙面の都合上、主な事業として23事業を紹介してございます。それで、その右側に3つの柱、それから14の課題、26の基本施策として、施策の体系を載せてございます。

それから、またリーフレットを大きく開いていただきまして、横に開いていただきまして、柱の1から3まで上に載っております。柱の1として、子ども一人一人の生きる力を育む質の高い学校教育の実現として、左上のほうになりますが、14の課題の1つ、課題1として、確かな学力の向上、主な事業としては、学校サポート体制の充実や放課後等学習支援の実施などがございます。

それから、その下のほうに課題2として、豊かな心と健やかな体づくり、主な事業として、人権教育の推進やスクールカウンセラーの派遣、それから、少し右のほうに目を移していただいて、課題3、言語・体験活動の充実の中で、主な事業としては、学校図書館の充実、そして課題4、就学前教育の充実、幼稚園保護者の負担軽減、私立幼稚園預かり保育推進助成、それから課題5として、連携教育の推進として、小中連携教育の推進など、課題1から5までがこの柱の1となっているところでございます。

そして、右に参りまして、柱の2、新宿のまちに学び、家庭や地域とともに進める教育の実現でございます。課題6として、地域との連携による教育の推進で、主な事業としては、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進等がございます。

課題7としては、家庭の教育力の向上と活動支援、課題8として、地域の知の拠点としての図書館の充実、主な事業として、こちらは平成27年度、新規事業となっております、図書館サービスの充実、全区立図書館に公衆無線LANを整備、また、国立国会図書館がデジタル化した資料のうちの絶版等の理由で入手が困難な資料についての閲覧のできるサービス等を開始いたします。

課題9として、子どもの安全の確保でございますが、主な事業として、こちらにも新規事業で学校安全対策といたしまして、平成27年度から平成29年度の3カ年で、全区立小学校29校の通学路に防犯カメラを設置するものでございます。平成27年度は10校でございまして、今、地区町連定例会で説明をして進めているところでございます。

課題6から課題9までが柱の2となっております。そして一番右になりますが、柱の3、時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現でございます。

課題10、学校の適正規模の確保と適正配置、課題11、学校の経営力の強化、課題12、教員の授業力の向上、こちらに主な事業として、学校支援アドバイザーの派遣がございます。

課題13として、支援を要する子どもに応じた教育の推進、いじめ・不登校等の防止、巡回指導・相談体制の構築などがございます。

最後の課題14で、学校施設の整備、エコスクールの整備推進等がございます。課題10から課題14までが柱の3として位置づけているところでございます。

また、リーフレットを閉じていただきまして、裏面になりますが、こちらのリーフレットについては、児童・生徒、全員の方に配付をしてございます。御家庭へのメッセージということで、子どもの生きる力を育むには、御家庭の協力が必要であり、学校公開や保護者会、地域行事などに参加して、学校や地域とともに子どもたちを育てていきたいと思いますということで、心身ともに健全な生活習慣を身につけるためにですとか、子どもの意欲を高めるためにといったところでの細かい記載をさせていただいてございます。

教育委員会として、家庭、地域と協力、連携しながら、教育ビジョンのもと、具体的には、個別の事業展開を図ることによって、教育目標の達成に向けて、教育施策を推進しているところでございます。

なお、教育ビジョンの具体的な個別事業につきましては、毎年、学識経験者の意見を踏まえながら、教育委員会で点検評価を行い、次年度に向けた事業展開、また、予算編成に生かしていくことによって、事業のブラッシュアップ等を図っているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、教育施策の現状について、説明を終わらせていただきます。

○区長 ありがとうございます。

次回以降、大綱についての協議に当たっては、教育ビジョンの内容も参考にしながら、意見交換を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、総合教育会議の協議調整事項に関連して、新宿区におけるいじめ防止対策の現状について確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○区長 ありがとうございます。

それでは、いじめ防止対策の現状について、きょうここに出席している教育指導課長から御説明をお願いいたします。資料を配付させていただきます。

○教育指導課長 それでは、新宿区教育委員会のいじめ防止対策について、資料に基づいて説明をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法及び文部科学省が定める、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、新宿区教育委員会では、平成26年3月5日に「新宿区いじめ防止等のための基本方針」を定めました。

初めに基本理念について説明をいたします。左上、基本理念をごらんください。1つ、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組むこと、2つ、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めること、3つ、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決すること、これを基本理念としています。

次に、組織等の設置について御説明いたします。教育委員会では、関係機関と連携して、組織的にいじめ問題の解決を図るために、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを、いじめ防止対策推進法に定める、いじめ問題対策連絡協議会として位置づけています。そのうち、オレンジ色の子ども学校サポート部会を関係機関との円滑な連携を図り、いじめ問題を解決するための付属機関としています。また、教育委員会事務局内に、指導主事、学校問題サポート専門員、ソーシャルスクールワーカー等で構成される学校問題支援室を設置し、学校にいじめや不登校等の実態把握や解決に向けた指導、助言を行っています。

さらに、各学校では、校内のいじめ防止対策を推進する組織として、学校サポートチームを設置して、個別の案件について、関係機関等が情報を共有したり、対応方針を協議したりして、組織的な対応をしています。なお、いじめによる重大事態の発生に備え、平成26年4月1日に教育委員会と学識経験者や弁護士などの外部委員を加えた学校問題等調査委員会を設置し、重大事態の発生時に際して、事実関係等を適切に調査できる体制を整えております。

それでは、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取り組みを具体的に御説明いたします。

まず初めに、未然防止に向けた取り組みとして、人権教育や道徳教育、情報モラル教育について説明をいたします。道徳教育の充実を図るため、全ての学校で道徳授業地区公開講座を実施し、保護者、地域住民との話し合いの機会を持つなどして、相互理解を深めています。

また、学校は家庭、地域、関係機関等が連携することで、人権教育や道徳教育を効果的に進めることができると考え、全体計画を作成し、計画的、継続的な指導を行っています。

次に、情報モラル教育についてです。インターネット、いわゆるSNS等を通じて行われるいじめに、学校が対応していく必要性が高まっています。そのため、小学校5年生や中学

校1年生を対象として情報関係専門企業等による出前授業を実施し、情報モラルの教育の充実を図っています。

次に、早期発見に向けた取り組みとして、ふれあい月間やスクールカウンセラー等の相談機関について御説明します。ふれあい月間とは、各学校が児童・生徒の友人関係や日ごろの教員の指導のあり方を見直す機会として、6月、11月、2月にいじめ防止に向けた校長講話、あるいはアンケートによる調査、児童・生徒との面談などを行うものです。スクールカウンセラー等との相談機関についてですが、学校問題支援室が、いじめ等の相談を受けることはもちろんですが、一層、きめ細かく、いじめ等に関する児童・生徒及び保護者の相談に対応するため、全ての小中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。また、区教育センターでは、退職校長やカウンセラーが、面談及び電話相談により対応し、さらに、平日の夜間や休日の相談先として、新宿子どもほっとラインで電話相談を受け付けています。

最後に、児童・生徒の状況把握についてです。いじめの発見や対応には、専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質や能力の向上が欠かせません。教育委員会では、教職員が適切に対応できるように、研修の充実を図っています。また、本年度から、全ての学校の小学校4年生から中学校3年生までを対象に、個々の学級生活の満足度や学校生活での意欲、学級集団の雰囲気などを把握するための、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、hyper-QUというものを実施して、児童・生徒の状況を適切に把握するための一助としたいと考えています。このような取り組みにより、教育委員会と各学校、関係機関とが連携を行い、いじめ等の問題の未然防止、早期発見、早期対応に確実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、いじめ防止対策についての説明を終わります。

○区長 ありがとうございます。

教育委員会におけるいじめ防止対策について確認いたしました。当会議の協議事項の一つである、緊急の場合が発生したときは、速やかに教育委員会と連携して対応を図るとともに、必要に応じて当会議を開催し、協議、調整をしていきたいと思っております。

◎ 閉 会

○区長 以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもちまして、平成27年度第1回新宿区総合教育会議を終了いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

午後 2時50分閉会